

令和6年5月17日

衆議院議長 額賀福志郎殿

参議院議長 尾辻秀久殿

NHK から国民を守る党

代表 参議院議員 浜田聡

副代表 参議院議員 齊藤健一郎

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する
附帯決議に基づく政府における検討結果」
に対する意見書

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果」について、以下の通り意見を申し上げます。

結論

- ① 「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること」について。
条件付き賛成。必要であるならば、皇室の「先例」に従って進めていただく。
- ② 「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること」について。
賛成。可及的速やかに実行すべき。
- ③ 「皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること」について。
賛成。可及的速やかに実行すべき。

以下、理由を申し述べます。

記

我がNHK党は「自由を守り自由度を高めるため行動する」ことを基本理念として掲げており、当事者の意思を最大限に尊重すべきという立場です。

皇位継承問題に関しましても同様の立場であり、秩父宮殿下の際には行われなかった立

皇嗣の礼が行われたことから、将来は秋篠宮皇嗣殿下へ、更には悠仁親王殿下へ皇位を継承していくことが天皇陛下の大御心と解釈いたしております。

これは報告書にもあるように、第 126 代今上天皇陛下まで一度の例外もなく、皇位が男系継承されてきた皇室の伝統に則ったものと理解致しております。

現行憲法の下での、上皇后陛下、皇后陛下、皇嗣妃殿下の例にみるように、民間人の女性が皇族になった例は数多くあります。一方、民間人の男性で皇族になった例は、日本の歴史で一度もありません。皇位の男系継承は民間人の男性を排除する男性差別とみることも出来ますが、それこそが皇室の伝統であり日本の歴史そのものでありますので、一時の価値観で判断し軽々に変更して良いものではありません。皇位の男系継承という皇室の伝統を変更することは、日本の歴史の断絶を生むと考えます。そもそも差別とは合理的な理由のない区別のことであり、民間人男性が皇族になることが出来ない理由は明確に存在するため、男性差別ではなく合理的区別であると理解しております。

NHK 党は綱領の前文に「日本の国民、生き物、環境、文化、伝統など日本を守る保守政党であり続ける」と謳っており、皇位の男系継承という伝統を守っていくべきであるという立場であります。しかし、現状の皇室典範のままでは、悠仁親王殿下が御即位されたときに、皇族が一人もいなくなってしまうという可能性が残されます。

我が国は、初代神武天皇の伝説以来、皇統断絶の危機の度に傍系継承により、その危機を回避してきた歴史があります。絶対に子どもが生まれる技術が存在しない以上、皇位の継承は常に不安定です。だからこそ、その時代に生きる国民が、皇室の未来を守らねばならないと考えます。歴史に学び将来の皇統断絶の危機に備えるためにも、有識者会議が提言した「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること」「皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること」の方策を、可及的速やかに実行すべきと考えます。

この「皇統に属する男系の男子」とは、所謂「旧皇族」の方々であると理解しております。この「旧皇族」の方々は伏見宮家の子孫であり、十親等以上も血縁が離れた継承は、確実な歴史においては第 99 代後亀山天皇から第 100 代後小松天皇以外、先例がないという点は慎重に検討し、国民の理解を得るべき問題です。

この問題は明治天皇も昭和天皇も御認識されており、伏見宮系統の方々との婚姻を進められました。また、伏見宮系統の方々は皇籍離脱後も、「菊栄親睦会」を通じて皇室との交流が継続していると聞いております。そして、伏見宮家は、本来は永代親王家であり、「五世の孫」の原則の重大な例外であり、神武天皇に連なる「もう一つの皇室」です。

皇位継承問題を考える際に「直系」は重要な要素です。しかし皇室の伝統において優先さ

れるのは「直系」よりも「男系」です。そして、皇室が最も尊ぶ「先例」という点において、「旧皇族の男系男子の皇籍取得」には、例えば第 59 代宇多天皇や第 60 代醍醐天皇をはじめとする先例があります。

このような点を踏まえれば「旧皇族の皇籍取得」は国民の理解を得られるものと期待しております。

また、以下の点につきましても強く要望致します。

1. 悠仁親王殿下を警備する体制の強化すること
2. 悠仁親王殿下の御公務を極力軽減し、御公務よりもお妃様探し、お世継ぎ作りに配慮すること
3. 御学問所を再興し、皇族に適した学習環境を整備すること
4. 根拠のない皇室バッシングには政府が毅然と対処すること
5. 皇族の存続を経済面で支えるため、内廷費を見直すこと
6. 「旧皇族」の方々に皇籍復帰していただき、皇室会議に占める皇族の割合を増加させること
7. 敬宮愛子内親王殿下、秋篠宮佳子内親王殿下、皇籍を取得していただく「旧皇族」の方々のご結婚に配慮していただくこと。その際に「女性宮家」が必要であるならば、皇室の「先例」に従って進めていただくこと。

以上